

○松山衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

制 定 令和 2 年 3 月 31 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松山衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年条例第 2 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 本組合の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関しては、松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年松山市規則第 2 0 号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「組合長」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(松山衛生事務組合職員証発行規則の一部改正)

2 松山衛生事務組合職員証発行規則（平成 1 1 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松山衛生事務組合職員証規則

第 2 条中「松山衛生事務組合定数条例（昭和 4 1 年 6 月 2 3 日条例第 7 号）第 1 条に規定する職員」を「一般職の職員（組合長が定める職員を除く。）」に改める。

第 3 条第 1 項中「職員に」を「組合長は、新たに職員になった者に」に改め、「この規則に定めるところにより」及び「(様式第 1 号)」を削り、同条第 2 項中「前項」を「前条」に、「特に必要があると認めた場合は」を「組合長は、特に必要があると認めた者に対し」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 職員証は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 様式第 1 号

(2) 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。） 様式第 1 号の 2

(3) 臨時的に任用された職員 様式第 1 号の 3

第 5 条第 1 項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、「職員証を添え（第 1 号に該当する場合を除く。）申し出ることにより」を「より申し出るとともに、現に交付されている職員証を返還し（第 1 号に該当する場合を除く。）」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「組合長は、前項の規定による」に改める。

第 6 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 他人に使用させ、又は本人以外のものを使用すること。

様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 1 号の 2 及び様式第 1 号の 3（別紙のとおり）※別紙（略）